

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	8	
受付日	2019年6月5日	
通報内容	タイの電気機器製造工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であるため。 <p>本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。また、他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要がないと認められる場合は対象としないこととしている。</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年8月】</p>	
備考	組織委員会は、当該工場の親会社と面会の機会を持ち、関連する公的紛争処理手続きへの対応を含め、当該工場が現地の法令に則って解決に向けた対応を進めているとの説明を受けている。また、このことを通報者に伝えている。	